

# 香川県報



号外

平成 17 年

7月12日(火曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告示

○家畜伝染病予防法の規定による受検の命令

（畜産課）

一

## 告示

### ●香川県告示第四百三十七の二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成十七年七月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 一 実施の目的

香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

#### 二 実施する区域

香川県全域

#### 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

##### 1 対象家畜 鶏（採卵鶏に限る）

##### 2 実施範囲 県内の千羽以上飼養する養鶏農場で別途家畜保健衛生所長が指定する農場

場

#### 四 実施の期日

平成十七年七月十五日から平成一七年九月十六日まで

#### 五 検査の方法

血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応）及びその他必要な検査

平成十七年七月十二日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています